

令和7年度HACCPに沿った衛生管理の訪問アドバイス事業（東京都委託事業）

HACCPの訪問アドバイスを活用しませんか？

令和3年6月から、原則すべての食品等事業者は「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」を行うことが食品衛生法で義務づけられています。

東京都では、飲食店や給食を提供している施設の皆様が「HACCPに沿った衛生管理」を適切に実施・運用できるよう、専門相談員を施設に派遣して、HACCPに関するアドバイスを行う支援事業を行っています。是非、御活用ください。

～このような方にお勧め～

- ・講習会でHACCPの説明を聞いたけど、もう少し詳しく知りたい
- ・自分のお店や施設を見てもらいながら、HACCPについて個別に相談したい
- ・HACCPを適切に実施できているか専門家に見て欲しい

《対象施設》

都内の飲食店、給食施設等

- 23区、八王子市、町田市内の施設を除きます。
- 「小規模な一般飲食店向けの手引書」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」を使用する施設が対象です。
- 何度でも御利用できます。

《費用》

無料

申込先・申込方法は裏面へ

HACCPに沿った衛生管理とは？

衛生管理計画を作成し、記録することなどが求められます。

飲食店の皆様は、各業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に取り組むことができます。

東京都では、小規模な一般飲食店向けの手引書に基づく支援ツール「**食品衛生管理ファイル**」を作成しており、本事業でも活用します。

衛生管理計画

食品衛生管理ファイル

※この食品衛生管理ファイルは、厚生労働省ホームページに掲載されている「小規模な一般飲食店事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」の内容に合致しています。

1 「衛生管理計画」は、定期的に内容を見直し、最新版を「記録表」と一緒に、使いやすい場所に保管してください。

2 保健所から求められた場合は、「衛生管理計画」と「記録表」の両方を提示してください。

当施設では、この食品衛生管理ファイルに従って衛生管理を行います。

＝ 施設情報 ＝

店 名	
店 舗 所 在 地	
営 業 者	
食 品 衛 生 責 任 者	

東京都

— 1 —

東京都が実施するHACCP取組支援の詳細は、以下の問合せ先又はホームページで御確認ください。

【問合せ先】（申込先は裏面）

東京都保健医療局健康安全部食品監視課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話 03-5320-4475（平日9時～17時）

🔍 食品衛生の窓 HACCP取組支援

検索

→「HACCPに沿った衛生管理の
訪問アドバイス事業」のページへ



《申込方法》

以下のいずれかの方法で、**一般社団法人東京都食品衛生協会**までお申込みください。

●はがき

右下の申込書欄に必要事項を記入の上、キリトリ線で切り取って郵送してください。

●電話

右下の申込書欄の内容を電話でお伝えください。

TEL 03-3934-5826

●メール

メール本文に、右下の申込書欄の内容を記入して送信してください。

(件名は「HACCP訪問アドバイス申込」としてください。)

e-mail: consul@toshoku.or.jp

●FAX

こちらの面がFAX送付状になります。右下の申込書欄に必要事項を記入し、FAX送信してください。

FAX 03-3934-5827

《申込後の流れ》

①申込み



②日程調整

担当の専門相談員（一般社団法人東京都食品衛生協会所属）から日程調整の電話をします。



③専門相談員が訪問

HACCPで求められる衛生管理計画の作成や、記録方法等について、メニューや調理方法などを聞き取りながらアドバイスします。



④結果報告書を交付

お申込み窓口(受託者)

一般社団法人東京都食品衛生協会

東京食品技術研究所

〒175-0083

東京都板橋区徳丸 1-19-10

担当 齊藤、田崎、村上

電話 03-3934-5826(平日9時30分～17時)

キリトリ線
郵便はがき



料金受取人払郵便

1758790

板橋西局承認

1246

差出有効期間
2026年2月
28日まで
(切手不要)

東京都板橋区徳丸 1-19-10

一般社団法人東京都食品衛生協会

東京食品技術研究所 宛



HACCP訪問アドバイス申込書

事業対象 施設住所	〒 東京都 (ビル名等)
施設名称 (屋号)	(店舗電話番号)
担当者様 お名前	(携帯電話番号)
チェックして ください	☐ 都内店舗 (23区、八王子市、町田市を除く)

技研受付 2025-A / No.